

各指定障害福祉サービス事業所
各指定障害者支援施設
各指定地域相談支援事業所
各指定障害児通所支援事業所
各指定障害児入所施設

管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和 5 年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導の実施について

平素は、本県の障害福祉施策の推進に多大な御協力を頂き、誠にありがとうございます。
さて、標記の件について、各指定障害福祉サービス事業等の質の確保や自立支援給付の適正化を図ることを目的に、下記のとおり集団指導を実施しますので、御出席をお願いします。

記

1. 日時

令和 6 年 3 月 22 日 (金)

【午前の部】 10 時 30 分～12 時 00 分 (受付開始 10 時 00 分)

【午後の部】 14 時 00 分～16 時 00 分 (受付開始 13 時 30 分)

2. 場所

栗東芸術文化会館さきら大ホール (J R 栗東駅から徒歩 5 分)

栗東市糺二丁目 1 番 28 号

3. 対象事業所

午前の部 (10:30～12:00)	午後の部 (14:00～16:00)
・ 指定障害福祉サービス事業所 (居宅) ・ 指定障害児通所支援事業所 ・ 指定障害児入所施設	・ 指定障害福祉サービス事業所 (通所・GH) ・ 指定障害者支援施設 ・ 指定地域相談支援事業所

4. 内容 (予定)

(1) 実地指導結果について

(2) 障害福祉関係制度について

→裏面に続く

(3) その他

5. 留意事項

- (1) 【午前の部】、【午後の部】の二部構成で実施します。【午前の部】と【午後の部】で対象の事業所が異なりますので、御注意ください。
- (2) 出席者は各事業所1名とし、必ず出席してください。事前申込みは不要ですが、当日受付にて別紙出席票を必ず提出してください。
- (3) 【午前の部】と【午後の部】で内容が異なります。複数の事業所を代表して1名出席される場合や、多機能型事業所の場合は、該当するサービスの種類に応じて出席してください。(例えば、就労継続支援B型と放課後等デイサービスの多機能型事業所の場合、【午前の部】と【午後の部】の両方に出席してください。)
- (4) 車にて御来場の場合は、有料にて栗東芸術文化会館さきら駐車場が御利用いただけます。
- (5) 会場において手話通訳等配慮が必要な場合は、令和6年2月9日(金)までにお知らせください。
- (6) 当日の資料については、ペーパーレス化の取組により、書面での配布は行いません。3月15日(金)を目処に本県ホームページに掲載する予定ですので、会場参加にあたっては、お手持ちのタブレット等に保存または印刷の上、当日持参いただく等の対応をお願いします。何卒、ペーパーレス化への御協力と御理解をお願いいたします。
なお、ホームページの掲載場所については、改めてメール等で連絡いたします。
また、会場内にはご利用いただける無線LANのアクセスポイントはございませんので、会場からホームページ掲載の資料を閲覧される場合には、ご自身で通信環境をご用意していただくようお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係

TEL : 077-528-3544

FAX : 077-528-4853

E-mail : ec0002@pref.shiga.lg.jp